

文化庁が平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本校の文化部活動の在り方に関する方針を以下のように定める。

1 活動計画及び活動実績について

- (1) 文化部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (3) 本活動指針と上記で作成した年間の活動計画をホームページで公開する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 文化部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な活動方法の積極的な導入等より、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日の設定

文化部活動における休養日及び活動時間については、本校の生徒や地域の実態及び芸術の特性や活動環境、学校運営の実情等を考慮し、以下のように定める。

- (1) 年間平均で、週当たり2日程度の休養日を設ける。週末に活動・大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間程度の休養日（オフシーズン）を設ける。
- (3) 平日の活動時間は、2時間程度とする。学校の休業日の活動時間は、3時間程度とする。（地域行事等特別な場合は、除く。）

4 生徒のニーズを踏まえた芸術文化環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置
生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置に努めるなど、適正な数の文化部を設置する。
- (2) 地域との連携等
ア 学校や地域の実態に応じて、地域の芸術文化団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に基づいた、地域における芸術文化活動の環境整備を進める。
イ 学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

学校の文化部が参加する大会等や要請により参加する地域行事・催し物を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等が開催される様々な大会に参加することが生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会数等の上限の目安を定めるなど、参加する大会等を精査する。